

## HER-SYSの利用に関するFAQ（医療機関向け）

質問	回答
1 HER-SYSは検体採取を実施する医療機関のみが使うものですか？	HER-SYSは、新型コロナウイルス感染症（疑似症を含みます。）の患者を診断した医師（医療機関）にご利用いただくものです。自院で検体採取を実施してなくても（例えば、検体採取を検査センターに依頼する場合であっても）、その結果を受けて、最終的に新型コロナウイルス感染症であると診断した場合には、HER-SYSへの入力が必要です。
2 HER-SYSへの入力は義務ですか？入力しないと法令等に違反することになるのですか？	新型コロナウイルス感染症に関する発生届の届出等は、感染症法第12条に基づく義務であり、当該届出は、原則としてHER-SYSを利用していただくこととしております。直ちに「必ずHER-SYSへの入力により発生届を提出しなければならない」ということではありませんが、今後の方向性としては、HER-SYSへの入力により行っていただくことを想定しています。
3 HER-SYSで入力をすれば、FAXでの発生届の提出は不要ですか？	HER-SYSに発生届の情報を入力し、登録していただければ、感染症法第12条の義務が履行されたこととなります。従って、改めてのFAX提出は原則として不要ですが、仮に管轄保健所からHER-SYSへの入力とは別に紙での提出するよう求めがあった場合は、まずは、管轄保健所とよく御相談下さい。
4 HER-SYSへの入力により発生届を提出した後、保健所に電話連絡する等の必要がありますか？	発生届の情報をHER-SYS上で入力し、登録ボタンを押すと、管轄保健所にメールが届く仕組みとなっております。従って、管轄保健所に対して「HER-SYSで登録した旨」を改めて電話連絡する等の必要は原則としてありませんが、仮に管轄保健所から特段の指示があった場合等は、まずは、管轄保健所とよく御相談下さい。
5 HER-SYSへの入力はいつまでに行えばよいですか。診断の当日中に行わなければならない等の決まりがありますか？	感染症法第12条では、発生届の提出は「直ちに」行うものとされていることから、診断後、可能な限り速やかにHER-SYSに入力を行ってください。ただし、各医療機関の人員体制など個々の事情があると存じますので、例えば「診断から〇〇時間以内に入力すること」等の画一的な運用を求めるものではありません。
6 検索エンジンで「HER-SYS URL」と入力しても、必要な検索結果は出ませんでした。正式のURLを広く周知ください。	セキュリティ対策上、HER-SYSのURLは広く一般には公開しておりません。従って、検索エンジンで検索しても、該当のページが出てきません。保健所に対しては、ID・パスワード発行の連絡を行う際に、HER-SYSのURLも併せて連絡するようお願いしておりますが、既にID・パスワードをお持ちの場合は、お手数ですが、HER-SYSのヘルプデスクまでお問い合わせください。
7 HER-SYSで提出した発生届の内容をプリントアウトして手元に保管しておきたいのですが、可能でしょうか？	発生届タブの画面下部に「印刷」ボタンがあります。そのボタンを押していただくことにより、プリントアウトが可能です。
8 発生届を誤って作成し、届出完了してしまった場合の訂正方法はあるのでしょうか？	発生届タブの画面下部に「削除」ボタンがあります。そのボタンを押していただくことにより、削除が可能です。なお、一度削除された情報は復元できませんのでご注意ください。
9 HER-SYSのIDとパスワードはいつ頃届きますか？	HER-SYSのIDとパスワードは管轄保健所で発行してもらう必要があります。そのため、IDの発行を希望する場合には、管轄保健所にお問い合わせください。
10 疑似症患者の届出が入院症例に限るとされたのはいつですか？	関係省令が10月14日に施行されております。 詳細については、省令の他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（2020年10月14日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）も御参照下さい。 ※ 同通知の「第7 指定感染症」において、「医師は、（新型コロナウイルス）の臨床的特徴を有する者について、（感染が疑われる患者の要件）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断し、かつ、入院を要すると認められる場合に限り、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。」と記載されています。